

平成25年第3回

伊根町議会定例会会議録

平成25年9月26日（第3号）

伊 根 町 議 会

平成25年第3回（定例会）

伊根町議会 会議録（第3号）

招集年月日	平成25年 9月26日 木曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成25年 9月26日 9時30分			議長	宮下 愿吾	
	閉会	平成25年 9月26日 12時05分			議長	宮下 愿吾	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席10名 欠席 0名
	1	和田 義清	○	6	松山 義宗	○	
	2	上辻 亨	○	7	三野 三千彦	○	
	3	濱野 茂樹	○	8	泉 敏夫	○	
	4	宮下 愿吾	○	9	大谷 功	○	
	5	佐戸 仁志	○	10	奥野 良一	○	
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席12名 欠席 0名
	町長	吉本 秀樹	○	総務課主幹	鍵 良平	○	
	副町長	小西 俊朗	○	住民生活課主幹	石野 靖	○	
	教育長	石野 渡	○	地域整備課主幹	泉 吉広	○	
	総務課長	泉 良悟	○	地域整備課主幹	須川 清広	○	
	住民生活課長	上山 富夫	○	教育次長	梅崎 良	○	
地域整備課長	白須 剛	○	会計管理者	前野 義明	○		
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	今岡 敬雄	○	主事補	西口 里沙	○	
会議録 署名議員	2番	上辻 亨		7番	三野 三千彦		
議事日程	別紙のとおり						
会議に付 した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成25年 第3回 伊根町議会定例会

議事日程 (第3号)

平成25年9月26日(木)

午前 9時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 停電事故の対応、対策について 佐戸 仁志
- 子ども議会の取り組みについて 上辻 亨
- 防犯、監視カメラの設置について
- 社会保障の切り下げについて 大谷 功
- 中学校統合に係る事柄について 和田 義清
- 町道亀島本庄浜線の海水浴シーズンにおける放置車両対策及び海水浴場の施設整備について 濱野 茂樹
- 海外の自治体との姉妹提携について

日程第 3 議案第51号 平成24年度伊根町歳入歳出決算認定について(討論・採決)

日程第 4 意見書案第3号 道州制導入に断固反対する意見書の提出について

日程第 5 意見書案第4号 道州制を拙速に導入しないよう求める意見書の提出について

日程第 6 議員派遣

日程第 7 閉会中の継続審査(調査)申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 停電事故の対応、対策について 佐戸 仁志
- 子ども議会の取り組みについて 上辻 亨
- 防犯、監視カメラの設置について
- 社会保障の切り下げについて 大谷 功
- 中学校統合に係る事柄について 和田 義清
- 町道亀島本庄浜線の海水浴シーズンにおける放置車両対策及び海水浴場の施設整備について 濱野 茂樹
- 海外の自治体との姉妹提携について

日程第 3 議案第 5 1 号 平成 2 4 年度伊根町歳入歳出決算認定について（討論・採決）

日程第 4 意見書案第 3 号 道州制導入に断固反対する意見書の提出について

日程第 5 意見書案第 4 号 道州制を拙速に導入しないよう求める意見書の提出について

日程第 6 議員派遣

日程第 7 閉会中の継続審査（調査）申出書

会 議 の 経 過

平成25年9月26日(木)
午 前 9時30分 開議

◎ 開会・開議の宣言

○議長(宮下愿吾君) 皆さん、おはようございます。定例会も最終日となりました。ご苦労さまでございます。

早速ですが、これより会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(宮下愿吾君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、議長において

2番、上 辻 亨 君

7番、三 野 三千彦 君を指名します。

◎ 日程第2 一般質問

○議長(宮下愿吾君) 日程第2、これから一般質問を行います。

最初に、停電事故の対応、対策についてを通告議題とし、佐戸仁志君の発言を許します。5番、佐戸仁志君。

○5番(佐戸仁志君) 皆さん、おはようございます。

まず初めに、9月15日、16日に猛威を振るった台風18号による大雨で命を落とされた方にご冥福を祈るとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、通告書に従いまして一般質問させていただきます。

災害についての質問です。通告書を提出してから、伊根町でも大雨が降り、少し触れますがよろしくお願ひしたいと思います。

8月31日18時ごろに伊根地区、朝妻地区の一部で発生した落雷によるであろう停電事故は2時間30分にも及ぶもので、雨が降った後で気温が下がったとはいえ、夏場であり、週末であり、夜の夕食の時間帯で起こりました。この状況での2時間以上の停電は、私は災害であったと思っております。

今さら言うまでもありませんが、伊根町のような田舎であっても、電気なしでは今の生活は成り立ちません。断水まではありませんでしたが、町の簡易水道も電気なしでは作動しないと思っております。

近年、特に安全という理由で老人世帯に多く普及しているオール電化住宅は、全く機能いたしません。災害時の情報源となるテレビ、ラジオなどなど、電気なくしては全てのものが使えないのが現代生活であります。

あの日、停電直後、伊根地区内を巡回しますと、唯一ある交差点の信号も真っ暗でした。警察官も全く立っておらず、大変危険に思いました。

東北大震災の後でもあり、各家庭ではランプ、懐中電灯などで室内を明るくされている家庭が多くありました。私の家もそうですが、小型の発電機を常備されている家庭、公民館に何台か発電機を持っている地区もございます。停電が長くなるという情報があれば、それなりの対応ができるのです。ある方が話されていましたが、停電は5分、10分たって復旧しない場合、長くなることが多いとお聞きいたしました。町の情報として発信できないか。

あの日、停電が起きて1時間以上が経過した午後7時、突然防災無線が起動しました。少しでも

情報の欲しい区民全員、耳を澄ませて聞いたことでしょう。その日、防災無線が送った唯一の情報は、翌日9月1日の朝妻で行われる防災訓練の話ではありませんか。もちろん、前日録音したものでしょう。少しでも、どんなことでも情報の欲しい町民にとっては、あの放送はどう聞こえたのでしょうか。私は、とても腹立たしく、ばかにされたような気持ちになりました。

9月15日、16日の台風もそうですが、大雪が降ったり大雨が降ったり災害が起こるのが役場の休みの日に起こるような気がいたします。平日であれば、職員が残り、早くきめ細やかな対応ができるのですが、早期に休日時の対策を考えなければならないのではないのでしょうか。

今回の停電も、あと2時間、3時間続けば、食料、飲料水を配給するというような事態になったかもしれません。今回の台風18号の防災無線の使い方もそうですが、町民にどんな小さな情報でも伝えてほしく思います。例えば、例えばですが、10分以上停電が続いたとき、関電からの情報はまだありませんが、もしかするとこの停電は長くなるかもしれません。ろうそくなどで明かりをとられている方はくれぐれも火災には注意してくださいというような情報を流してもいいのではないのでしょうか。

前にも一般質問でも言いましたが、今回の台風もそうですが、道路の通行どめの情報など、どんどん放送していただきたいと私は思っております。多額の公費を投入して整備した、宮津市にはない防災無線です。診療所の休日の案内や漁協の魚売りの情報よりも、災害時の情報発信に今以上利用していただきたい。

今回の休日に長時間起きた停電事故時の町の対応はどうだったのか、今後の対策はどう考えておられるのか、町長の考えをお聞かせください。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） はい、皆さん、おはようございます。

一気に秋めいた季節となりまして、本当に上着を着てちょうどいいころかなと、そんなふう思ったりしております。

ただいまの佐戸議員のご質問にお答えしたいと思います。

ちょっと聞かせていただいとる中で、7時の防災無線で連絡をいたしました。あれは録音されとるもので、定時にそのまま放送されます。その後、いわゆる停電情報も流しておりますよ、その後ね。それはちょっとお心得をいただきたく思っております。

長時間の停電が続きますと、本当に住民生活に大きな影響を与えることは確かであります。このため、町は町民の皆さんに不安感を与えることのないよう、適時その状況を入手し、お知らせするのが重要であると考えております。

我々は電気事業者ではありませんので、復旧作業をするわけにはいきませんので、その状況というものをお知らせすることが重要であろうかと考えております。

まず、町は当時、この停電に対してどのような対応をとったのかというご質問でございますが、当日は17時22分に大雨警報が発令されたことから、休日ではありますけれども、防災担当職員が庁舎にて待機しておりました。17時25分の停電は、庁舎も同様に停電となり、30分を超えて停電が続いたこともありまして、在宅要配慮者の方で、在宅酸素を使用されている方に支障を来してはいけないとの観点から、住民生活課と連携のもとで要配慮者1名の患者宅に非常用発電機1台を配置したところでございます。

また、通常、停電が発生した場合は、関西電力から停電発生日時、現在の停電地域、発生時停電地域の情報がファクスにて連絡が入ることとなっております。そうなっておりますけれども、今回、庁舎も同時に停電となりましたのでファクス受信ができなかったため、できておりません。そのために、担当者が関西電力へ電話にて照会をかけております。しかしながら、消費者の方からの問い合わせが殺到しまして、集中をいたしますから、なかなか関西電力につながらず、不通が続きました。電話がつながった後は、何度も復旧見込み等の確認しましたが、復旧状況の回答を得ることができず、町民の皆さんには長い間不安感を与えたことと存じます。

私も、いつもいつもそうやって言うんですね、要するにいつ復旧するんだと、見込みでもええさかい教えてくれと、何度もそのことは申し上げております。しかしながら、関西電力のほうからは、見込みというものでは物が言えないと。見込みなんて、あくまでも見込みですから、大きく違った

場合、大変なまた非難を受けるわけであります。だから見込みは言えない、要するに復旧時間というものは回答できない、そういうふうに言われます。

復旧状況の回答を得ることができず、町民の皆さんには長い間不安感を与えたことと存じます。

今後の対策についてでございますが、本町の地域防災計画の要配慮者対策を基本とするところでございますが、停電時の対応についても、今回同様に関係各課が要配慮者情報の共有化と連携のもとで、停電になっても医療や介護支援が在宅で安心して受けられるよう努めることとしております。あわせて、停電情報を防災無線で町民の皆さんにお知らせができるよう努めてまいりたく考えております。

本町では、今回の状況を踏まえまして、9月2日に関西電力宮津営業所からの説明を求めたところでございます。原因は日ヶ谷地区内の電柱にかかっている碍子への落雷によるものでありました。停電による本町への影響は432世帯1,172人、伊根地区全体と朝妻地区一部、大原、新井地区など町内人口の約半数で広範囲となったところでございます。

いわゆる、里波見から養老、日ヶ谷、そして伊根地区と新井、大原地区、これは一つのブロックになっております。ここで落雷がありますと、この全体がどんと落ちます。落ちて、その後、両方から通電していくんですね、徐々に。これ、8区間に分かれておりますけれども、そしてすぐ1区間限定しますと、これはその部分だけが停電して、あとはつくんですね。ですから、これは本当に二、三分でつきます。でも、それがつかないとすると、その場所がわからんということなんですね、限定できない。こうなると、自動でいかなかったら足で行かんなんということで、作業員が3班編成で回っておりまして、それを突きとめたわけであります。

これは何でかといいますと、その通電が7秒なんですね。7秒で通電する。あっ、大丈夫。じゃ、次の区間7秒。これが、その碍子のところでは、この7秒が通ってしまったんですね。そして、通ってしまった、ああ、この区間大丈夫だったんだけど、8秒後に落ちてしまった。7秒以上やらないんですね。7秒やって、だめなら落とすんですよ。でも、通ってしまった。でも、それが8秒後に落ちてしまった。これが原因で場所が限定できなくなった。そのために、こういうような状況になったわけであります。

また、停電に関する情報発信についての要望については、営業所の休日や夜間については人員が少なく対応が困難であるため、関西電力ホームページに停電情報を掲載しているのので、これをごらんいただきたいとの回答でございました。このホームページの情報では、停電の範囲などは確認できると思いますが、復旧時間などは、これ復旧時間が載っているんですね、何と。しかしながら、載っておりますけれども、過去のデータから自動的に計算されるものです。よって、実際の復旧見込み時間とは時として大きく差異が出るため、あくまでも目安であるとしております。そうであるから、我々が問いただしても正式な復旧時間の回答にはならないということでありまして。そうであるから、本町が求めるような情報提供は極めて厳しいという回答でありました。

しかしながら、こういうふうに表示されておりますので、そのことを町民の皆さんにお伝えするとともに、皆さんが見られるとは限りませんので、今後は防災無線で見込みとして、あくまでも見込みとしてお知らせをするように努めたく思っております。

本町としては、先ほども述べましたとおり、適時情報を収集し、できる限りの情報を町民の皆様にお知らせをしたく考えておりますことを申し上げ、答弁いたします。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 5番、佐戸仁志君。

○5番（佐戸仁志君） はい、ありがとうございます。

町長の今の答弁の中から一言言わせていただきますと、関電からのファクスが電気がないので使えなかったと。ということは、停電になったときはファクスは入らないということになりますので、小型でもよろしいので、せめてファクスが動くだけの発電機を庁舎のほうに常備されて、起動させていただいてファクスが入るようにしていただきたいと思っておりますと、関電が復旧するまでの時間がわからないというような回答があった場合は、その旨を防災無線で町民に伝えていただきたい。それだけでも町民は情報いただいて安心できるのではないかと私は思います。

それと、落雷場所が発見できない場合、伊根町に関西電力が到達するのに1時間以上かかると思

います。落雷が落ちた場合、すぐに復旧しない場合は、1時間は停電が続くのだらうというようなことを事前に放送されることも大事ではないかと私は思います。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） ファクスの件でありますけれども、基本的に災害情報とかそういうのは入るんです。ただ、関電は民間業者でありますので、その情報は入らない。ですから、通常の危ないことについては、災害については入るようになっております。

それから、わからないということを放送してあげるんですか。それはちょっと意味がないんじゃないかなと、そう思うんですね。復旧の見込みを言うのならばわかるんですけども、いつ復旧するかわかりませんということを放送しても何の意味があるのか。それで、住民の皆さんが、いつ復旧するかわからんのかという不安感が拭えるようにはちょっと思わないんですね。

ですから、ある程度、今回は関西電力のホームページをアップすると言っておりますので、これもよくよく調べてみますと、この前の台風なんかでも見ておりますと、載っている場合と載っていない場合があるんですね。必ずしも載るとは限らないんですね。またそれも、今までも自動的なものですから、そうであっても、そういうものを加味して、こんな範囲で、この辺であると、ここにはこう出とるから大体こうだろうと、そういう情報は流させていただきたいと思っております。

○議長（宮下愿吾君） 5番、佐戸仁志君。

○5番（佐戸仁志君） 最後に、原発事故のこともありますし、たとえ民間企業といえ、町のほうから強く要請をしていただきまして、素早い情報が入るようにしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして佐戸仁志君の一般質問を終わります。

次に、子ども議会の取り組みについて及び防犯、監視カメラの設置についてを通告議題とし、上辻亨君の発言を許します。2番、上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） おはようございます。

稲刈りが大方済んで、すがすがしい秋に入ってきたのかなというところでございますが、台風18号で被害に遭われた方に対しまして心よりお見舞い申し上げます。

それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

子ども議会の取り組みについて。

全国における子ども議会の取り組みは、1980年代から開催され、各自治体の記念行事として実施されるケースが多くを占めていましたが、1994年に政府が子どもの権利条約を批准したことを契機に全国の自治体で子ども議会が開催されるようになり、実施形態や時期、内容などは実施する自治体で違いはあるものの、継続的に実施されるようになりました。2010年には255の区市町村で開催されております。

調べてみますと、三重県鈴鹿市では教育委員会が4年に一度、子ども議会を行っております。市議会議員定数と同じ40人を、小学校は6年生から、中学校は全学年から各校1名ずつを選出し、市議会本会議場で2時間半の時間をとって質疑をします。質問方法は、6グループに分かれ、テーマを決めて、当日までに数回会合を持つなど準備を進めます。当日は、質問に対し、市長、各部長が答弁を行い、質問通告用紙の提出なども含め、まさに議会の疑似体験をいたします。子ども議会を担当する教育指導課長は、確かに準備は大変だが、議長も副議長も子供の中から選出し、子供が主役で行い、大人はあくまでもそのサポートをする、議会を身近なものと感じてもらえると語っておられました。

京都府でも、平成19年から第1回の子ども議会が開催され、ことし8月7日、1年置きの夏休みの時期に合わせて子ども議会が開催されました。京都府全域から選抜された小学校5、6年生60人が6つの班に分かれ、それぞれ幾つかの質問項目をもって山田知事並びに理事者に質問しました。丹後・中丹地域からは12名の子供たちが「今あるいいもの・いいところをつないで」というテーマで、「丹後ちりめん、黒谷和紙のPR」と「海とおいしいものを活かしたツアー」の2つのチームに分かれて提案をされたと聞きました。参加した子供たちの感想では、すごく緊張したけど京都府のことについてもっと知りたくなったなどの感想が多かったようでした。

当町でも、未来を背負っていく子供たちに政治に関心を持ってもらい、子ども議会の取り組みを

考えます。子ども議会を開催することは、子供だけでなく、議員や職員も新たな視点の発見につながるし、また親たちは子供を通じて政治について考えてもらうよい機会となるとと思いますが、今後の取り組みの考えはないでしょうか。

次に、防犯、監視カメラの設置について。

当町では、近年、米、農機具、船外機、漁具等の盗難の被害や空き巣等の被害があります。当町は、人影の少ない場所も多くあり、知らないうちに被害に遭うなど、ひとり暮らしの方や高齢者の方も多く被害に遭っていても、安いものだからだとか、もういつ盗難に遭ったのかわからないからだとか、被害届を出さない人もおられます。

ことし、当町で、国道沿いの車庫で水中ポンプ2台、同じく国道沿いの農機具小屋で耕運機が盗難の被害に遭ったと聞きました。また、宮津市では、ことしに入り、船外機約20台が盗難に、またクレーンつき4tトラック2台が盗難の被害に遭ったが、1台は見つかり所有者のもとへ、1台はまだ見つかってなく、またもう1台のトラックについては盗難未遂であったと聞きました。いずれ、きょうまでの盗難の被害についての犯人検挙はされていないようです。

当町では、近年、観光客の方もふえており、他府県ナンバーの車を見ても、町民の方は観光客ではないのかなというように、怪しい気持ちで見るとなことが薄れてきているのではないのではと感じます。

他府県においては人影の少ない場所で殺人事件が起きましたが、いまだ犯人検挙につながる情報もなく、住民の不安は隠せません。

当町への出入りは、国道178号線と府道太鼓山線しかありません。そういった数カ所に監視カメラの設置を考えますが、法律上難しい問題や条例の制定等も必要と考えます。今後、当町の安心・安全や財産を守るため、監視カメラの設置で抑止力を考えますが、町長のお考えをお聞きしたいです。

以上について答弁を求めます。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、私のほうから上辻議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、子ども議会の取り組みについてでございますが、府内での取り組み状況は、小学生高学年、中学生を対象に、多くの市町が子ども議会を開催されております。福知山以北では、福知山市、舞鶴市、宮津市、京丹後市が平成6年度からそれぞれ取り組まれております。いずれも、単年度実施の市もあれば、複数年実施の市もございます。

また、京都府においても同様に取り組まれているところですが、現状では定期的に開催されるものではなく、何かの大きな記念事業ですかね、そういったものに合わせて開催をされているような状況ではないかと認識をしております。

しかしながら、事前に質問または提案づくりのワークショップを何回も開催し、用意周到に実施されているのが実態のようでございます。

また、単なる子供の要望の場であったり、首長の答弁後は質問が途切れるなど、全体として無理があるとのことで廃止した例も多くあると聞いております。このような中、児童・生徒が行政に何らかのかかわりを持つことは意味あることだとは思いますが、政策につながるまでのレベルには至らないものと考えております。

相当のお膳立てをしながら、一つのイベント的なものとして開催されている他の市町の例を鑑みますに、議員おっしゃる子ども議会の意義は、私としては薄いように思うわけであります。現在のところは、子ども議会の開催は考えておりません。

むしろ、「日本で最も美しい村」連合の伊根町教育委員会主催の作文、絵画、写真コンクール、そういったものを充実させる、また学校においては児童会とか生徒会というのがございまして、そういうものの活動をもっともっと活発に充実したものにしていってほしいのではないかなと、そのように考える次第であります。

次に、防犯、監視カメラの設置についてのご質問でございますが、平成24年中に、町内で昨年発生した刑法犯罪件数でございますが、4件でございます。平成23年は8件でありましたので、半減したわけでございます。いずれも、車上狙い、器物損害によるものでございます。

その他、船外機の盗難も以前は発生しておりましたが、漁協等の啓発の強化によりまして、現在は町のほうには被害報告の情報は入ってきておりません。農機具も同様でございます。しかし、何かこの前の濁水時代に水中ポンプですかね、水を上げる、あの盗難が2件ほどあったというようなことを聞かせていただいております。確かに、25年度はまだ集約しておりませんので確かなことは申し上げられませんが、そういう状況であろうかなと思っております。

平成24年中、隣接する宮津市では被害件数は153件、与謝野町では106件、多発しております。そういう中にありまして、本町は府内での刑法犯罪の発生件数は最下位であります。極めて犯罪の発生率が少ないという状況であります。

しかしながら、かといって本町も楽観的にはなっていないところでございます。今後は、このような犯罪を防止するためには、一人一人が犯罪防止の意識を持ち、みずからできる防犯対策を進め、さらに地域のつながりを深めて、地域から犯罪の機会を排除し、犯罪を発生させない防犯のまちづくりを推進することが重要だと考えます。

また、宮津警察4駐在所と地域が一体となった防犯ステーションの取り組みを関係機関と密にし、防犯パトロールをはじめ情報の伝達及び収集等、防犯活動を実施してまいりたいと考えております。したがって、現在のところ、防犯灯の設置支援は進めておりますが、監視カメラの設置までは考えておりませんので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

以前も、ごみの不法投棄がございますので、その場所に監視カメラを設置してはどうかということで一応検討したことがございます。難しいんですね。その範囲と台数、今度また金目の話ですね、予算の関係があつて。なかなか踏み切れませんでして、それはまたその1点をやったら、そこにはなつても、じゃ次のとこ、イタチごっこになりますね。防犯カメラでそういうことを取り締まるといふのは、なかなか結果的には難しいのではないかなという件数に達しておりますし、予算面もでございます。

議員おっしゃいますように、伊根町内、大変暗いところが多くというより、だらけでありまして、それを網羅するような監視カメラの体制というものは、規模がどの程度の規模なのか、わずかなものでしたら簡単であります。そうすると効果は薄いし、縦横無尽に張りめぐらすとなると、これはまたたまったもんじゃございません。そうでありますので、皆さん声かけ合つて、基本的には家には鍵をかける、ひとり暮らしのおばあちゃんでも、とにかく鍵をかけてよと、そういう防犯意識の向上から頑張つてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） 2番、上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） 防犯カメラの設置のことなんですけれども、ひとり暮らしの方がおられて、蔵の中に入られて、何がとられたらわからなだけど物がなくなつるといふようなこともあつて、被害届を出したいんだけど、物がわからんさかいに被害届も出さなかつたという例もちょこちょこあるみたいなんで、そういったことがあるということをや役場のほうの方にも知つていただいて、警察の方は知つておられるんだと思つてはすけれども、そういうことも周知していただくといふようなことも考えてほしいと思つています。

また、防犯カメラの設置なんですけれども、先ほど町長、ごみのこともおっしゃられたんですが、伊根町は入ってくる道が178号線、日置、出るのは蒲入、それから太鼓山線、3つ、3カ所ぐらいしかないわけですね、出入りするところは。そういったところに何か、監視カメラでも設置してもらえば、安心、抑止力というんですかね、そういうのが防げるのかなと。

監視カメラのほうも大分精度もよくなつて、安価で入るよになつたと聞いております。そういうことも考えてもらひまして、ごみの不法投棄もあるでしょうし、前向きに一つでもつけていただくように考えていただきたいと思つています。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） はい、ありがとうございます。

議員おっしゃるとおりのことは間々あろうかと思つています。独居老人の方等につきましては、社協さんや、また民生委員さんなどを通じて、また広報してまいりたいと思つています。そういう啓発も図りたいと思つています。

監視カメラについては、ちょっと私、誤解しておりましたね。そういう意味ですか。そうですね、全部に置かなくても、町内へ出入りする箇所を3点だけでも置いとけば、車が入ってきて犯罪が起きて出て行って、必ずそのどこか、敵もまたさる者でまた何考えるかわからんけれども、一応それがあると、そこでナンバーやら車で限定できるということです。

観光客等までいろいろまだ、まあ検討はさせていただきます。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） よろしいですか、はい。

以上をもちまして上辻亨君の一般質問を終わります。

次に、社会保障の切り下げについてを通告議題とし、大谷功君の発言を許します。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告書に基づきまして質問に入らせていただきます。

厚生労働省は、介護保険で要支援と認定された高齢者に対する保険給付を廃止し、市町村に任せられる新しい地域支援事業に丸投げする方針を明示されました。

介護保険は、開始から13年を迎えましたが、介護保険では65歳になると介護保険証が交付されます。しかし、それだけではサービスは使えません。利用したい人が申請をし、必要度に応じて要支援1と2、要介護1から5の7ランクで認定されて初めてサービスが受けられます。

非該当となってサービスを認められない場合もございます。要支援と認定された方たちは軽度と言われていますが、身体や精神の障害のため日常生活に支障があり、支援がなければ要介護になるおそれがある方たちです。掃除や洗濯、買い物などの援助がないと生活が成り立たないひとり暮らしの高齢者がたくさんおられます。認知症の方たちもおられます。要支援の介護外しは、そうした方たちの生きる権利を奪いかねません。

要支援の介護サービスを受けることで介護度が進むことを防いでいる高齢者も少なくありません。要支援の介護外しは、高齢者の重症化をさらに進行させます。それによって、介護保険財政をさらに圧迫する危険すらあるのではないのでしょうか。

要支援と認定された人たちは、現在、全国で154万人。この方たちを介護サービスの対象から切り離し、市町村が地域の実情に応じてボランティア事業などに委ねていくと、こういうふうになりました。

要支援者が受けられる現行の保険給付は、サービスの種類、内容、運営基準、人員基準、利用料が全国一律で決まっています。しかし、介護保険からこれを外された場合、新しい地域支援事業では、内容は市町村の裁量任せで、人員や運営基準もなしとなり、サービスはばらばらとなってしまいます。地域支援事業の財源は一定の範囲内で介護保険財政から出るものの、事業内容は市町村の裁量とされ、介護に当たる人員や運営の基準もなく、ボランティアや民間企業の配食サービスなどを活用するとされています。要支援者への保険給付の大半を占める専門のヘルパーによる生活援助などの取り上げにつながります。サービスが低下をし、地域間格差が生ずるとも批判をされています。

介護が必要と認定された方たちにサービスを提供しないのは、国の責任放棄ではないのでしょうか。市町村に体制をつくれる保証も今のところありません。サービスを受ける権利を奪うことは、介護保険への国民の不信を強め、存立そのものを揺るがすことになりかねません。

要支援を外して介護給付費が一時的に減っても、長期的には重度化が進み、逆に介護給付費がふえかねません。また、要支援者の介護保険外しは、家族を介護するために仕事をやめる介護離職者を激増させることにもつながります。また、要支援者の多くが利用している介護事業者の経営を破綻させ、介護労働者の失業を広げ、今でも不十分な介護基盤を崩壊させます。

町内の要支援者は24年度では78人で、要支援・要介護237人の認定者のうち32.9%にも上ります。要支援者の介護給付費は前年より280万円増で、前年度対比154.2%になっています。これだけ多くの要支援者が介護難民になる介護サービス外しからの切り離しは、到底許されるものではないのではないのでしょうか。

今後、議員として意見書を上げる努力もしたいと思っておりますが、町として国の介護保険制

度の改悪に待ったの表明をするべきではないかと思ひます。この一連の社会保障の切り捨てにつきまして、町長のご所見を伺いたひと思ひます。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、大谷議員さんのご質問にお答えしたいと思ひます。

ご質問の介護に係る予防給付の見直しについてでございますが、先般国の社会保障審議会の介護保険部会において、要支援者向けサービスの見直し案が提示されております。

この見直し案は、現在の介護予防給付では、サービスの種類、内容、運営基準、単価を全国一律で国が定めておりますが、要支援者からは食事、外出支援、買い物、ごみ出しなどの生活支援ニーズが高いことから、多種多様な事業主体の参加で重層的なサービス提供が望ましいとし、介護保険要支援1、2の介護予防給付から地域支援事業へ移行する案がまとめられたものでございます。

この移行について、概要を一言で言えは、介護保険事業から要支援1、2に対する介護予防サービスを外し、それらを市町村の福祉に委ねる、そういうことになるかと思ひます。

確かに、おっしゃるとおりであろうかと思ひます。例えは、その対象者が通っているデイサービスなどが現在の地域支援事情での支援となった場合、国や府の補助金などに上限が定められておりますので、現状を維持しようとする自治体では大きな負担増が考えられるところでございます。これを自治体が負担できなければ、サービスの提供ができない状況となることも想定されます。

都市部におきましては、サービス基盤に恵まれ、NPOなどの受け皿も多いことから、効率よく安価でサービスの提供を行うことが可能かもしれませんが、本町のような過疎地においてはサービス基盤が少なく、サービス事業者が限定され、今でも人材不足が心配されている中、事業の継続性やサービスの高額化が危惧されるところでございます。

本町の高齢者福祉の方針としましては、在宅で安心して暮らせるまちづくり、それを旨とするものでございます。サービスの低下は極力避けたいと考えておりますが、小規模自治体であり、財政が脆弱であること、過疎地域で受け皿が少ないことから、安定しつつある制度や仕組みを今になって変えることは、本町にとっても大変厳しい状況がうかがわれるところでございます。

ご質問では、厚労省の介護保険予防給付制度の見直し明示に対し、待ったの表明をするべきではないかということでございますが、この問題は、当町のみならず全国の自治体に影響する問題でもあります。一自治体だけが動いて情勢を変えることは困難な事案でございますので、今後は制度の見直しの動向に着目し、町村会、また市長会などとも連携した取り組みを行っていきたくと思ひます。

しかしながら、いろいろとあるんですね。要支援1、2と言われましても、中にはお元気な方もおられるんですね。そういう方が、めったやたらにそういうサービスに依存されるというのは、これは確かに余りよくない話であります。そういうところを何か改善したいというのが国の狙いではないかなと私も思うわけであります。

また、きょうの新聞に載っておったんじゃないかと思ひますね。逆に、いわゆる介護保険、全国的に平均が一月5,000円ぐらいになりますでしょうかね、その軽減率についてが出ておりました。一番低所得者の方で、年金ですと80万以下ですか、そういう方は軽減率が50%でありますね。5,000円が2,500円になります。その軽減率を今度80%にしようではないかと、120万までも30%の軽減率を50%にしようじゃないかと、いろいろとそういう提案もされておられます。その辺のところは、またまたよくよく兼ね合いというものも話し合いながら、検討しながら、また本当に大きな枠で、今申しましたように町村会とか市長会一体となって我々の思いを伝えていきたくと思ひております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） 町長の答弁の中で、要支援者の方が、軽度の方が、めったやたらに軽い人でも多く受けるというふうに言われましたが、そのところは、できるだけ介護をされておられる方も経費がかかるので抑えたいなというふうな方が大半だと思ひますので、ちょっとそこらのところは正式に訂正しておいたほうがええんではないかというふうに思ひます。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） ちょっと言葉が悪かったかなと思ひます。そういう方も中にはおられるの

かなということでございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（宮下愿吾君） よろしいですか。

以上をもちまして大谷功君の一般質問を終わります。

次に、中学校統合に係る事柄についてを通告議題とし、和田義清君の発言を許します。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） おはようございます。

一般質問に入る前に、今回発生しました台風18号により被災された方々に対し心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興と、二度と起こることのないよう、安心・安全な防災整備の実現を心より願い、一議員としても協力できることは積極的に協力していけるように心がけて行動していきたいと思っております。

それでは、通告書に従いまして私の一般質問に入らせていただきます。

いよいよ来年の平成26年4月1日より、伊根中学校と本庄中学校が統合され、新しい伊根中学校が新たなスタートを切ることになります。

この間、教育委員会主導のもと、保護者を中心とした地域住民の方々に、数々の説明会を通じ、さまざまな質問、意見交換がなされました。その過程で、地域住民、保護者の意向を最大限尊重し、合意を得られなければ統合・合併は進めないという姿勢で取り組んでいただきました。今後も同様に取り組んでいただけるものと思っております。

これまで重ねて開催していただいた説明会、意見交換会を通じ、互いの学校や他地区の風土や歴史、よさを知り、理解できたことは、参加された皆様にとっても私にとっても大変有意義な時間でありました。また、当初は少なかった参加者も、次第に多く関心を持っていただけるようになり、当初はお母さんたち方だけでしたが、お父さん方や地域の方々も次第に会場に足を運んでいただき、質問、意見を上げていただき、多くの地域住民の方々に将来の学校や子供たちのあり方を考えていただける貴重な場と時間が得られた機会だったと思っております。今後、少ない人口基盤ながら、住民一人一人が主人公意識を持って物事を判断し、決断していく基本姿勢が芽生えた機会でもあったと前向きに思っております。

議論を重ねていくうちにつれ、今まで漠然と提示された事柄に対して受け身的にとられていた参加者の方々が、論点や改善点、要望事項が明確に見えてくるようになり、示された資料で予測される生徒数の人口推移を見て、統合自体がやむなしという共通認識を冷静に受け入れ、判断し、納得するに至りました。

統合するならば、子供たち、保護者が旧村単位の偏見を持つことなく、未来ある前向きな統合を進めるためにはどうすればよいかということに論点が絞られていき、意見交換がされるようになりました。統合して新たな魅力ある学校にするためには、現状を把握し、最善の策を講じなければなりません。学校に携わる方々には、共通の認識であり、実現していく重要事項でもあります。

そのような中で、制服・体操服は、統合時には全生徒新しく決まった制服・体操服に身を包み、新校舎完成後は、そこでよりよい新たな学校生活を送らせてやるべきだという意見にたどり着きました。そうなった場合は、保護者に新たな経済負担は与えることはないという見解を教育委員会は示してくれたのではないかとこの認識を、このさまざまな意見交換会を通じて多くの保護者が持たれておられたのではないかと思います。

その後、本庄校区の保護者会の代表者の方々が、統合に関して、町長、教育長宛てに、グラウンドについて、本中校舎使用について、校歌・制服等についてと3項目に分けて要望書を提出し、回答をいただいております。この3項目めについての回答を見ると、校長会、両校の本部役員レベルでの検討、保護者全員での話し合いを2回持ち、意見集約後、両校長に指示するという説明をいただいております。このときにも、制服・体操服は校長の決裁事項であり、制服自体は安価に抑えるような意向が伝えられております。

この時点でも、保護者を中心とした地域住民の多くは、統合時には新しい制服と体操服で新しい学校生活を送れるような配慮がなされるのかなという期待感があつたように思われます。

その後、6月28日付で伊根中学校と本庄中学校の統合にかかわる事柄の資料が保護者に事前配布され、7月にこれに関する質問、意見を聞くアンケートが配布されました。

これらを踏まえて、地域住民を対象に、去る8月27、28日の両日に向け、再び説明会が行われました。このとき、説明会には新1年生となる保護者も数名参加されておりましたが、当時、このときの説明会に配布資料はなく、校歌・校章・校旗、制服・体操服、靴、部活動、スクールバス、交流学习、閉校式、開校式と大きく8つに分けての事柄と、その後の振興計画その他について口頭での説明がありました。

説明終了後、保護者の方からのさまざまな意見があり、まず本日の資料がないこと、事前に資料がないのなら事前配布された資料を持参の連絡がなかったこと、また両校の生徒間で地域性の隔たりが子供同士でどうしてもあることへの不安、アンケートや以前の説明会の中で制服・体操服を全校生徒が一新し、子供たち、保護者ともに旧中学校を意識した対立意識を払拭し、未来ある持続可能な教育体制を目指すべきという意見が反映されていないのではないかという意見等が出ました。

学校が統合される場合、移行する2年の間は旧中学校の制服・体操服等が混在することが通常多いパターンというのは認識しております。また、事前に、制服・体操服は学校決裁事項であり、町財政も決して余裕のあるような状況ではないことも理解はしております。

しかしながら、これまでの経緯の中で互いに合意形成され、まとまった学校統合が、ここに来てすっきりとまとまらず、これからの統合に不安感や不信感を残す統合は、保護者はもちろんのこと、これから新たな環境で一緒に学ぶ子供たちにとっても決してよいことではありません。

保護者の多数の意見にあるように、保護者の経済負担なく、統合時に全生徒の制服・体操服を一新し、新たな学校のよりよいスタートを切ることは、町の教育体制や姿勢を町外に示すよい機会にもなるのではないかと思います。この件に関しての教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（宮下愿吾君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 和田議員のご質問にお答えします。

新しく一つになった学校で制服・体操服を一新し、伊根、本庄といった旧中学校色を払拭し、未来ある持続可能な教育体制と学校づくりを目指すべきというご意見が多数あったと感じている。新2年生、3年生も、保護者の経済負担なく新1年生と同様に新しい制服等に統一することが新しい中学校でよりよいスタートを切ることになり、町の教育姿勢を町内外に示すよい機会になると思うがというご質問であります。

お答えをします。

初めに、この統合に向けて、現在、各学校の交流を進めているところであります。近々では、伊根中の体育祭、本庄中の文化祭、そして修学旅行等での交流を予定しております。この修学旅行では、東京方面に行き、関東で活躍しておられる伊根町出身の方にホテルまで出向いていただいて30分のキャリア教育の講演を予定しております。さらに、次の日には東大の構内の視察、あわせて大学というのはこういうところやというのも一つの計画の中に入れております。

さらに、校舎建築につきましては、9月から縄張りをつくり、そしてフェンスを張り、安全に、そして計画どおり進めていきたいというように考えながら、現在、防球ネット、夜間照明の撤去、そしてくい打ちに入っております。順調に進んでいるところであります。

さらに、事務的な中身にしますと、スクールバス等々の購入、そしてスクールバスの配車計画等々含めて安全な通学の手段を、今、検討中であります。

さまざまに検討を加えている中の一つが教育内容であります。この教育内容につきましては、学校長の責任で決めていくということで、昨年の中ごろから1年かけて、2人の校長、そして教育委員会等入りながら、項目をまず立て、そしてその項目を教育的にどうしていくんかという2校のすり合わせをしながら、6月ごろに大体今の枠組みができたところであります。

この制服・体操服、さらには運動靴の取り扱いにつきましては、教育内容ですから、先ほど言いました学校長の裁量範囲と考えております。学校長は、これまでの調査、検討した結果を8月に各校それぞれに、小学校も含めて説明をしたところであります。

1つは、スムーズに統合ができること、それから2つ目に各校の特色を生かして引き継いでいくこと、さらに経済的な負担を減らすことという3つの原則をつくりながら、教育的に考えていったところであります。

制服は、今日の伊根中の詰め襟、それから本庄中のブレザー制服、それぞれに味がございます。

子供たちにも定着しております。甲乙つけがたいところもありましたが、今日全国的に高い人気がある、男子はブレザー、女子はセーラーブレザーを選定されたところであります。1年生は新しいブレザー、新2年生、新3年生は入学したときのこれまでの制服で卒業まで過ごすこととなります。新2年生は2年間、新3年生は1年間ということになり、2年後に全生徒が同じ制服になる予定であります。この間、検討も加えていくところでございます。

このような経過措置として、移行期間を持って統合に対応した学校の事例は、近隣の学校あるいは全国的にも調べたところ、経済的なことも含めながら、珍しくないということで、一応その筋で決定をしたところであります。

学校現場は、指導や行事を取り組む上で違和感はないとのことであります。しかし、保護者の声としまして、3学年同時に制服をそろえてほしいというご意見も聞いております。制服等の購入は、1年生は保護者負担となります。新2年生、3年生については、保護者の負担なく1年と同じ制服にしてほしいとの思いであります。

新伊根中学校のスタートに合わせ、全校生徒が統一された制服・体操服、靴で学校生活を送ることは、新しい学校をつくり上げていく上で心身の面でも必要なことであろうと考えられます。統合時という限定された時期でありましても、一度公費で負担をすることになると、今後、この例をもとにさまざまな公費負担といったことが出てくることがないとは言えません。

このように考えていきますと、特別な事情だから公費で負担をとという考え方で整理をするには、さまざまな事例に対応していくことが求められると想定されます。新たな学校環境の中、心身ともに充実し、違和感なく学校生活が送れますように、環境の安全性の追求、保護者の経済性の追求について今後も検討してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、保護者の思い、学校長の意見を聞いた上で、町長部局と協議し、今後も検討を重ねていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（宮下愿吾君） よろしいか。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） ご答弁ありがとうございます。

一大事業を控え、お忙しい毎日をお送りだと思いますが、今おっしゃりましたように、保護者のほう等も先ほど申しましたいろいろなご意見がありますので、なるべく広範囲に、より新しい学校で子供たちがスムーズに統合して、新しい未来が目指せるような形で学校統合がなされることをお願いしまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 私のほうはご指名いただいておりませんが、内容が内容でありますので、私のほうからもちょっとコメントをさせていただきたいと思っております。

教育長が申したとおりでありますけれども、制服も体操服も一新して、互いの旧中学校を意識した対立構造を払拭し、未来ある持続可能な教育体制と学校づくりを目指すべきとの意見が多数あったと感じておられるということであります。それを、そうであるから、保護者の経済負担なく、新しい制服を全校生徒に統一したらどうかと、そういう要望というか見解を問うということでありますよね。

教育長申しましたように、制服の選択というものは、PTAで協議をいただきまして、そして学校長が決裁をするというものであります。

教育長は、PTAに対して、どうしろこうしろと指示できるものではないと思っております。

異なった意見はあります。確かに山ほどあります。私などは、これ聞いたときに、本庄中のブレザーにするのか、伊根中式の詰め襟にするのか、どっちかじゃないのかなと思ったんですね、例えばね。じゃ、本庄中のブレザーにすると決めたら、1年生は当然全部自前でやらなんし、でも2・3年生は変えなならん、じゃあその分を出しましょう、だったら簡単に言えば50%補助なんですね、半分だけだから。まあ、逆もしかりですね。そういうのもあるでしょうし、逆に言えば、PTAで皆さんが兼ね合いされて、じゃあ1年生は新しいのを、2年、3年は、ばらはいけないから統一しようじゃないかと、学年で統一できたらいいじゃないかと。そしたら、PTAのほうで連絡とり合って、ブレザーと学生服を、じゃあ2年生はブレザー、3年生は学生服、これお互いただ

ですよ、回し合えば。町もゼロ、当然父兄もゼロ。そうであっても、どうしてもサイズの合わないとか何かあったら、そこは町が公費で補助しましょうと、そんな手もあるんですね。幾らでも意見はあると思うんですよ。

そうでありますので、その中の一つの意見というんですかね、大半がとおっしゃいましたが、そういう意見に対して、教育長にただしても意味がないのではないかなという気がせんでもないです。既決予算だとか30万までの執行でしたら教育長の権限ではありますけれども、教育予算であっても、何百万もするような予算を伴うPTAでの意見というものに対する見解を問われても、なかなか答えることができないんじゃないかなと、教育長も困るのではないかなと思います。

そして、議員おっしゃいました話の中でちょっと気になる点があるんですけども、旧中学校を意識した対立構造。今、統合に向けていろいろとやっていますね、合同学習。この前、私も体育祭行かせていただきました。いろいろとやっておられました。文化祭、修学旅行等々やる中で、子供たちは大変喜んでるように思うんですけども、そんなもんがあるんだろうかと。

和田議員さんもPTAの一人でありますので、和田議員があると言われりゃ一部の親には確かにあるということになるんだろうかと思うんですけども、今の子供たち、中学生が伊根、朝妻、筒川、本庄、そういった偏狭で卑屈なナショナリズムを本当に持つておるのかなと。もし、もしも本当にそんなもんがあるとすれば、それは制服云々で片づくような問題ではないと私は思っております。

小さい子供は、本当は暗闇は怖くないそうであります。親が怖いところだと教えるから怖がるようになる。私は、統合に当たりまして、まずはそんな対立構造などと言う親の意識改革が一番先決ではないかなと、そのように思う次第であります。

また、未来ある持続可能な教育体制と学校づくりを目指すべき、これもまた、これと公費で制服を統一すると、どう関係があるのかなと思うわけであります。

子供さえおれば明るい未来はありますし、教育体制や学校づくりも持続可能であります。制服が統一できなければ持続が可能でないというようなことはありません。それは保証します。そういうものを目指すことにも、制服があるなしなど関係がないです。自由服でもええぐらいですね、そんな意見もある。

保護者の負担なく制服をそろえることが町の教育姿勢を示すよい機会、そうは言われますけれども、町が丸抱えで全校生徒の制服や体操服を支給するという事は、これは教育姿勢というのではなくして、単に過度の町の太っ腹を見せることにならんかと、そのように懸念をするわけでございます。

るる申しましたけれども、歴代、どんな苦しい時代があっても、町から制服を支給してもらったという例はないのではないですかね。新1年生は当然実費負担です。そうありますのに、2年生、3年生が公費負担で1年生と同じ、全校生徒同じ服になるということは、制服を支給されるということは、私はこれはあり得ない話じゃないかなと思います。

また、要するにPTAで協議されて学校長が決裁するという、そういう事柄を議会に持ち込んで云々とされるのは余り似つかわしくないのではないかなと。しっかりとした両校のPTAの姿勢というものを明らかにしていただければ、まず金目のことを言うんじゃないで、全校を統一するんだという、そういう意思が確認されれば、それはそれなりにまた検討はさせていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） よろしいですかね。

以上をもちまして和田義清君の一般質問を終わります。

最後に、町道亀島本庄浜線の海水浴シーズンにおける放置車両対策及び海水浴場の施設整備について及び海外の自治体との姉妹提携についてを通告議題とし、濱野茂樹君の発言を許します。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 政風会の濱野茂樹でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まずもって、観光立国推進基本法で、観光とは、地域経済の活性化、雇用の機会の増大等、経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与するとともに、健康の増進、潤いのある豊かな生活環境の

創造等を通じて国民生活の安定向上に貢献するものであることに加え、国際相互理解を増進するものであります。また、少子高齢化社会の到来と本格的な国際交流の進展が見込まれる中で、地域における創意工夫を生かした主体的な取り組みを尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進し、日本固有の文化、歴史等に関する理解を深めるものとしてその意義を一層高めるとともに、豊かな国民生活の実現と国際社会における名誉ある地位の確立に極めて重要な役割を担っていくものと確信されております。

以上を踏まえまして、ちょうど亀島本庄浜線の海水浴シーズンにおける放置車両対策及び海水浴場の施設整備について、海外の自治体との姉妹提携について、通告に従いましてご質問させていただきます。

まず、町道亀島本庄浜線の海水浴シーズンにおける放置車両対策及び海水浴場の施設整備についてでございます。

本年7月10日から8月20日までの期間における伊根町内の泊海水浴場、本庄浜海水浴場の入れ込み客数は、7月の出足は全体では対前年度比81.2%と昨年を割り込んだものの、好天に恵まれた8月は全体で102.7%、泊海水浴場に至っては8月の前年比141.2%と、約1.5倍と大きく利用者が増加する結果となりました。

泊海水浴場では、海水浴離れが叫ばれる中、平成22年以降、右肩上がりに入れ込み客がふえてきていることは周知のとおりだと思います。ちなみに、平成22年は1,687人だったものが、4年間で2,925人と、継続方法にいろいろと差異は生じているかとは思いますが、約2倍の伸びでございます。

そうした中、伊根町としては、シャワー室、公衆トイレ、そして本定例会では啓発看板の設置、老朽化した漁港施設改修予算が計上、可決され、また、ことしからは利用者への防災無線での啓発等、地元民にとってしっかりとこの泊海水浴場の観光関連施設管理に努めていただいていることに改めて敬意を表すところでございます。

しかしながら、泊海水浴場には特定の方のみを対象とした駐車場しかなく、町道亀島本庄浜線の週末における放置車両の列は、執行部の皆さんも既にご認識いただいております。

ことしの夏の状態を申し上げますと、町道亀島本庄浜線と町道六万部泊線との交差点内を含め、海水浴場に沿う形で漁港施設から町道に認定された区間を含め、海水浴客のものと思われる放置車両が片側、一部両側の町道を塞いでおりました。

この区間には、町道大泊線、里道との交差点もあり、普通車はもちろん、バス、バイク等さまざまな車両、歩行者が通行します。また、この地区には小学生未満の、当町の宝であるお子様が3人住んでおり、これから成長するとともに行動が活発になってくる年齢となっていくますし、もちろん本線は通学路でもあります。過去には、海水浴シーズンにおける歩行者と車両の出会い頭の事故もあったと認識しております。

京都府警により警ら等はいただいておりますが、交差点内を含め大変危険な状態にあると言えます。

町道亀島本庄浜線における放置車両は、危険防止や緊急車両の出入り等に支障となるおそれがあり、所轄警察署や交通指導員等とともに、防災無線やホームページ等による啓発活動はもちろん、駐車場の整備や関係機関との連携による駐車防止のバリケードの設置、広報の徹底及び違法駐車取り締まりの実施、対策を講じるお考えはないか、本町における町道亀島本庄浜線の海水浴シーズンにおける放置車両対策についてご所見をお伺いいたします。

また、町内2カ所の海水浴場は、京都府の海水浴場の水質調査結果でも、長年、本庄浜海水浴場が水質が特に良好とされる水質AA、泊海水浴場が水質が良好とされる水質Aと、水質はいずれも適との結果で、また両海水浴場にはシャワー室、トイレも完備されており、衛生面からも非常にすぐれた海水浴場、大きな観光資源であると言えます。

しかしながら、近隣市町の海水浴場には自動体外式除細動器（AED）が設置されておりますが、当町の海水浴場には整備がされておられません。

AEDとは、突然心臓がけいれんしたように小刻みに震え、脳や体に血液を送り出すことができない心停止状態に陥ったとき、心臓に電気ショックを与えて正常な状態に戻す医療器具です。心臓

や呼吸がとまった人の治療は、まさに1分1秒を争い、電気ショックを行うまでの時間が1分おくれるごとに生存率は7%から10%ずつ低下し、5分以上の心停止で脳障害が発生し、10分以上続くと救命は困難と言われ、救急車が到着するまで手をこまねいては助かる命も助けられなくなってしまう。

突然の心停止での死亡者は、交通事故死亡者の4倍から5倍とされています。そこで、そばに居合わせた人が一刻も早くAEDを使い、心臓の動きをもとに戻し、あわせて心肺蘇生法を継続して行うことが救命のためには不可欠なのであります。

平成16年7月、厚生労働省は一般人によるAED使用を解禁いたしました。以後、全国的に設置が普及したことは周知のとおりであります。1台のAEDでカバーできる範囲は、半径200m程度と考えられております。突然の心停止の際、その場に居合わせた人によるいち早い救命救急活動を行うためにもAEDの普及が求められております。

泊の海水浴場では、今シーズン、海水浴客が遊泳中にお亡くなりになりました。

吉本町長の安心・安全施策の中で、伊根町内には町の管理する公共施設に10カ所、既にAEDが設置されております。しかしながら、両海水浴場からの最寄りの施設では、伊根町老人福祉センター、本庄地区公民館と少し離れた場所で、突然非常事態に出くわし、一刻を争う状況の中で設置場所を探し、対応するのは容易なことではありません。また、施設には休館日もあり、いざというときには利用できない可能性もあります。

AEDは高価なものであり、また設置しても電極パッド及びバッテリーの定期交換や日常点検のメンテナンスも必要となります。また、海水浴場内の町の施設に備えつけるには、防犯上のことも危惧されます。

しかしながら、AEDを装備した自動販売機や、AEDを取り出すと大きな音や回転ランプ等で周囲に使用を伝える格納ボックス等もあり、こういった設備に至っては一定の防犯上の成果が出ていると聞いております。

町として、海水浴場として入れ込み客数も調査するなど観光資源として位置づけされており、また小学校の水泳教室でも使われております。そこで、ぜひ町内の海水浴場にAEDを設置するお考えはないかご所見をお伺いいたします。

最後に、海外の自治体との姉妹提携についてご質問させていただきます。

本年6月の上辻議員の一般質問でもご回答いただきましたように、就学前から英語や外国人に親しむこと、異なった言葉を知る、聞く、片言でも話すといったことは大変すばらしいことだとご認識いただいております。

国の重伝建築、伊根浦の保存群を核に、「日本で最も美しい村」連合に加盟するなど、伊根町第5次振興計画に基づき地域活性化策を全力で推進いただいておりますが、人口減少、産業の低迷、雇用機会の減少などの社会問題に歯どめがかからず、地域経済が低迷している現状もあります。

伊根町には、伊根浦の舟屋群という観光資源、文化的資源が存在し、今後の伊根町の地域の振興、活性化においてのストロングポイントであります。それは、国内だけにとどまらず、国際的にも高い評価を十分に得ることができる景観であり、世界遺産に登録され、ローカルな資産から人類の資産にもなり得るものと自負しております。

現在、伊根町商工会のほうで、地域住民の意識改革をはじめとしてさらなる景観保全に取り組み、ブランド力を高め、観光自治体として発展し、さまざまな社会問題を解決し、地域振興活性化策を積極的に取り組み、世界へ伊根町の魅力を発信するために、国際都市との交流、また姉妹提携事業を進めるための支援、協力を京都府に要望しておられます。

既に、我が町も加盟する「日本で最も美しい村」連合は、フランス、イタリア、ベルギーのワロン地域が参加する「世界で最も美しい村」連合に加盟しており、世界的なネットワークを構築しつつあることは認識しております。

提携先等の市町の同意等も必要ではありますが、ステージが整った際には、「世界で最も美しい村」連合加盟国以外の市町とも国際交流・協力の果たす役割の重要性を認識いただき、人口規模や産業等、当町と類似する点が多い海外の自治体との間で産業、文化、教育等、幅広い分野で密接な交流を行い、相互協力を深めることにより、自然と共存する文化的資産を中心に、互いに発展して

いくことを目的とした姉妹提携を推進するお考えはないか、町長さんのご所見をお伺いいたします。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、濱野議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、海水浴シーズンにおける放置車両対策及び海水浴場整備についてですね。

確かに、泊海岸付近の町道は、海水浴シーズンとなりますと路上駐車が顕著に見られております。我々も、それについてはしっかり認識をしておるわけでございます。

しかしながら、その対応策についてのご質問ですけれども、路上駐車防止のバリケードの設置については、過去に地元から、車道が狭く危険であるため車道を広げてほしいという要望がございました。地元要望がございまして、海岸のエプロン敷の占用許可を受けて車道にしたものでございます。工事中とか災害などの特別な事由がない限り、車道をバリケードで防ぐというようなことはできないものと考えております。

また、違法駐車を取り締まりには、取り締まり区間を駐車禁止の指定にする必要がございます。指定をしますと、24時間365日、その適用を受けるため、地元もそれは望んでいないようであります。一旦指定しまうと後戻りができないことから、慎重な対応が必要と考えます。

また、広報の徹底については、立て看あるいは広報車での呼びかけは可能かと考えますが、遊泳客等の意識や理解がどこまで伝わるのか不明でございます。

以上のことを踏まえますと、まずは警察官によりまして路上駐車に対する指導がよりしやすくなるようにすることが先決であります。このためには、移動先となる駐車場の整備、確保が必要となります。今後、海水浴場としての地元の理解と用地の確保が得られるなら整備したく考えております。結局、それなくして強硬な取り締まりというものには難しかろうと思っております。海水浴場として指定を外すという手もあろうかと思っておりますけれども、これはなかなか極論でありまして、それについては広範な議論が必要に思っております。

また、AEDの設置についてでございますが、これもまた海水浴場としてあるなら必要だろうと思っております。置くからには、議員おっしゃったとおりでございますけれども、ただあるだけでは意味が薄いわけでありまして、効果的な運用が望まれますので、地元の皆さんと設置場所や、また講習、また監視員の常駐等について協議が必要かと思っております。設置に向けて検討しますが、地元の皆さんの理解とご協力が不可欠であります。

私、その方面につきまして、余り積極的ではなかったんですね。その理由というものが、ほとんどの海水浴場でこの自動除細動器、AEDで蘇生した方というのはほとんどいないんですね。でも、それが去年あったんですね。天橋立におきまして、一人の方がAEDで助られました。すでに退院されて普通の生活に戻られたんですね。大変すばらしいことだったと。

でも、そのときは、海の中に沈んだときに、たまたま自衛隊員の方がおられて、屈強な自衛隊員の方がおられて、その方が引き上げてきて、上げたところにたまたま大阪の看護師さんがおられて、そういう連携でいったんですね。そういうこともございます。

また、この前も天橋立で確かに助かっております。そのときは、これはボランティアで来られたライフセーバー3名さんが、その方が本当に沈んだのをすぐ上げて助けたわけであります。

ですから、そういうものがただあるだけではなかなか意味がない。みんなでそれを運営していくとか、関心等も含めて考えていきたいなと思っております。

2点目の海外の自治体との姉妹提携についてのご質問でございます。

姉妹提携は、市町のイメージ向上はもとより、自治体に文化的、教育的、行政的、経済的な大きな効果が期待できるため、双方に恩恵をもたらす交流であると考えております。そして、姉妹提携により醸成される国内外、住民同士の国際的な信頼関係、連帯感、親近感により相互理解が深まり、結果として双方の地域活性化にも大きく寄与するものと考えております。

私も、かつて商工会に、今も商工会に在籍しておりますけど、商工会でやらせていただいたときは、もう随分と何十年も前となりますけれども、濱野議員のおじいさんが会長をされておる時分ですけれども、スイスのインターラーケン、ブリエンツという湖の湖畔にブリエンツという、伊根ほどの小さいまちがございました。そこで互いに行き来をしておりまして、本当に姉妹提携一歩手前までいった、そういう覚えがございます。

また、海外の姉妹提携、よく私も考えておる、模索をしておるわけでありまして、イタリアだったら水の都のベニスですね、ベネチア、それから北フランスのモンサンミッシェル等も、まあ相手はどう思うかは別ですけども、海外の姉妹提携都市としては理想的なまちではないかなと考えたりもするわけでありまして。

国内でありましたら、「ええによぼ」の朝ドラご当地連合、こんなのもおもしろいんじゃないか、寅さんや釣りバカ日誌、そのロケ地友好協定、そんなものも考えたりしておりました。しかしながら、国内におきましては、議員おっしゃったとおり、「日本で最も美しい村」連合に加盟したことで、これで一気に50を超える市町と地域と姉妹提携できたようなものでございます。また、ことし、和束町と友好協定も結んだわけでございます。ある種、思いは国内は達成できたように思います。あとは、これをしっかりと生かしていけばよいのかなと。

そういう中にありまして、海外、今回、「海の京都」構想の中で、オーストリアのハルシュタットという小さな村を知りました。ザルツブルグに近い、ザルツカンマーグート地方のハルシュタット湖畔にあります本当に小さい町であります。人口900人台、本伊根地区の舟屋の町並みによく似たボートハウスが連なっております。そして、世界遺産にも登録されている風光明媚な村であります。まちの規模や景観に共通点もあり、これもまた姉妹提携にふさわしい村のように思います。

できれば、こうした海外の自治体と姉妹提携を結び、冒頭申し上げました目的はもとより、こういう事業を通じて、子供たちをはじめとした町民の人づくり、そして文化・教育・まちづくり等を一緒になって学び、定住促進や食文化等の産業の充実強化に努めたく考えております。

今後は、国や京都府等関係機関の指導を仰ぎながら調整を図り、何とか本町に似つかわしく、共通点のある海外の町や村と姉妹提携が実施できるよう、具体的に検討したく考えております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） はい、質問、よろしいか。

以上をもちまして濱野茂樹君の一般質問を終わります。

これをもちまして本定例会における一般質問の全部を終わります。

休憩をいたしたいと思っております。15分に再開をいたしたいと思っております。よろしくお願ひします。

休憩 11時01分

再開 11時16分

○議長（宮下愿吾君） 再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第3 議案第51号

○議長（宮下愿吾君） 日程第3、議案第51 平成24年度伊根町歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。ないようです。

次に、原案に賛成者の発言を許します。5番、佐戸仁志君。

○5番（佐戸仁志君） 平成24年度伊根町歳入歳出決算について、新生クラブを代表して賛成の立場で討論に参加いたします。

最初に、一般会計ですが、歳入総額26億7,408万7,000円、前年対比8,104万9,000円減であります。歳入の軸である地方交付税が前年度比200万6,000円増額の15億1,354万円、国庫支出金1億2,634万4,000円減の1億2,551万7,000円、府支出金1,430万1,000円減の2億4,788万1,000円が歳入減の大きな要因であります。

歳出総額で前年対比1億2,114万円減の25億2,104万1,000円で、1億5,304万6,000円の黒字決算であります。翌年度に繰り越すべき財源を差し引くと、実質収支は9,159万1,000円の黒字決算であり、昨年度の実質収支額7,941万5,000円を差し引いた単年度収支は1,217万6,000円であります。

しかし、今年度は基金の取り崩し額が9,826万5,000円、基金積み立てが4,345万円あっても、実質単年度収支は近年にない4,263万9,000円の何年ぶりかの赤字決算とな

っています。

歳入では、町税は、町民税が138万1,000円の増、固定資産税が388万2,000円の減、軽自動車税は増減なし、たばこ税は微増、入湯税は微減、全体で252万9,000円の減となっております。町税減など自主財源の少ないことから、財政力指数が0.123、0.120、0.116と年々減っていることが気になるところであります。しかし、その他の経常収支比率84.8%、85.8%、87.7%、公債費比率11.9%、9.7%、起債制限比率、実質公債費比率とともに毎年改善されており、高く評価いたしたいと思えます。

昨年に引き続き、事務事業の見直しなど歳出削減に努められる中、今年度の事業では定住促進住宅平田団地新築工事、旧庁舎跡地活用事業、結婚・恋愛アプローチ支援事業、伝統的建造物群保存事業、健康増進事業、生き生きまちづくり応援事業など、町民が安心・安全に将来を思い暮らせるまちづくりに努力されていることも高く評価いたします。

最後に、一般会計歳出が19年度より年々伸び、20年度、21年度、22年度をピークに、23年度、24年度と少しずつであります減ってきております。20年度、21年度、22年度は政治が混迷していた時期でもあり、今、政治も安定してきたこともあり、ますます減っていくのではと心配しております。

予想していたことではありますが、福島の問題、東北地方の復興、道路、トンネル、橋などの補修にかかる費用など国の財政、府の財政は今大変厳しく、これからますます厳しくなるものと思われまます。今、報道等でアベノミクス効果、東京オリンピック誘致成功など、景気が上向くかのように報じられていますが、関東圏、東京だけの話であり、関西圏の景気、特に丹後地方の景気を考えますと、ますます厳しい財政となることでしょう。

年々、各会計の未収金もふえており、今まで以上に事務事業を見直し、歳出削減に努め、必ずやってくる財政難に備えられることが重要であると思えます。今以上の健全な町政運営を行ってもらうことを期待し、私の賛成討論といたします。

○議長（宮下愿吾君） ほかに討論ありませんか。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） それでは、平成24年度決算認定につきまして、賛成の立場で討論に参加をいたします。

本決算は、一般会計におきまして、実質収支9,159万1,000円の黒字決算で、財政調整基金を定住促進住宅建設や伊根中学校改築に伴う設計委託などに効果的に取り崩しながら、基金全体として8,336万円を積み増し、18億8,670万円にまで大きく積み立てました。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、23年度対比1.9%ふやしましたが、実質公債費比率は1.8%減らし9.0%とし、財政の硬直化がやや進んだものの、この近年の財政の良好な数値を今年度も維持をしました。

国庫補助金で各種臨時補助金がなくなったことなどから歳入額が減少しているものの、伊根町財政計画に沿った町債発行の抑制と良質債の活用など、吉本町長を先頭とした職員の努力があらわれた決算で大きく評価するものでございます。また、財政計画との比較でも、町民負担を以前の状態に戻しながら、財政的に当初の計画以上に健全化をしています。

今年度の事業では、旧庁舎跡地活用事業、共に育む「命の里」事業、生き生きまちづくり応援事業、子育て支援共通事務費、新規就農総合支援事業、ほんまもん京ブランド産地支援事業、有害鳥獣対策事業、未登記物件の登記事務の進捗、町道改良の進捗、町営住宅建設事業、消防団総合整備事業、伊根中学校改築事業など、安心して暮らせるまちづくり、子育て支援、町民との対話に努力されていることも大きく評価するところでございます。

今後とも、財政計画にのっとりながら、財政調整基金を効果的に活用し、必要なところには集中した財政出動を行い、また職員の能力向上を図り、町民要望に応えるよう、さらにご努力をお願いしたいと思います。

また、昨年も述べましたが、人口の増加は、日本全体では人口減となっている状況で、伊根町の人口をふやすことはかなり難しいところではございますが、せめて町民の若者比率を徐々にふやす対策につきまして、今後ともさらに検討を加えることが必要ではないかと思っております。

さらに、ことしも町税の不納欠損が発生したことは大変残念なことでもあります。こういう事態の

解決につきまして、対策強化に努めていただきたいと思います。

次に、特別会計でございますが、国保会計では、最近まで誇っておりました23年間継続していた国保税の100%収納が4年連続達成できなかったことは大変残念な結果で、他町と比べ収納率は抜群にいいものの、当町としては憂慮すべき事態でございます。これも、地方税機構と連携を密にし、対策強化に努めていただくことを望みます。

また、ここ近年、大変若くして体調を崩される方が増加をしている気がしております。大変残念なことであり、伊根町にとっても大きな人材の損失であります。健康診断や病気の予防などの健康増進事業、保健指導の徹底・強化について、さらにご努力いただくことを強く望みます。お年寄りでも長く現役でいられる長寿のまちを目指してほしいと思います。

また、医師不在となっていることから、関係機関から医師派遣をいただき何とか乗り切っているものの、町民の不安は大きなものがございます。早急に方針を立てて、医師の招聘にご尽力をいただき、農漁村医療充実に努められることを強く要望いたします。

下水道会計につきましては、22年度より着手をしています伊根地区漁業集落環境整備事業、大きなおくれが出ないよう、計画どおりの供用となるように努力をいただくとともに、今後予想されます工事に伴う町民への影響につきまして十分にご配慮をお願いしたいと思います。

介護保険会計では、町内でも高齢者への虐待、認知症の進行等による権利擁護の問題など高齢者問題の相談は、決算付属書と比較しても確実に増加をしており、被害の予防、防止、問題解決への的確な対応が求められております。また、施設入所の希望者も増加していることなど、住みなれた伊根町で活動的に、かつ尊厳ある生活が継続できるようご努力をいただきたいと思います。

そのほかの会計につきましては、特別申し上げることはございません。

以上、伊根町がさらに町民の命と暮らしを守り、町民に夢と希望を与える政策の実現と町民参加の取り組みで、町民みんなが活気のある、小さくても元気な伊根町を目指して、町民にとっても他町から見ても魅力あるまちづくりに今後も一層邁進されることを期待しまして賛成の討論といたします。

○議長（宮下愿吾君） ほかに討論ありませんか。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） それでは、議案第51号 平成24年度伊根町歳入歳出決算認定について、政風会を代表いたしまして賛成の立場で討論に参加させていただきます。

昨年12月の衆議院の解散、総選挙により、3年3カ月ぶりに我が自由民主党が政権復帰を果たすことができました。第2次安倍内閣の発足以来、経済再生を第一に、いわゆるアベノミクスをスピード感を持って推し進めたことで、国民の多くが希望した安定した政権運営、落ちついた政治、たくましく、優しく、誇りある日本に国民の政治への期待が高まり、7月の参議院議員通常選挙での国会でのねじれの解消につながったと思います。

町長が合言葉のように職員に訓示される、「今までは」の感覚を捨て、「これからは」の意識、職員みずから地域の課題を見つけ、対策を考え、実行し、評価する自立的な仕事に基づき、独自のありべき形をみずから構築することが町民の行政に対する期待の高まりにつながるものだと感じております。

さて、当町は自主財源に乏しく、地方交付税等に依存した財政運営の中で、町理事者はもちろん職員各位、関係者の努力、町民の皆さんの協力により、伊根町民の幸せづくりを進めるための子育て支援、福祉、教育、社会資本整備、また安心・安全に関する事業など、平成18年度以来の財政調整基金を取り崩すなど、前年度以上に積極的に事業を取り組まれたことは十分に評価に値すると考えます。

平成24年度も、緊急性の高い事業については、迅速にスピード感を持って補正いただき、政策に沿った事業や取り組みが進められました。

財政面では、一般会計において、歳入総額26億7,400万円に対し、歳出総額25億2,100万円と、形式収支では約1億5,300万円の黒字であり、繰越明許を含む繰り越すべき財源を差し引いた実質収支でも約9,159万円の黒字決算であり、健全な財政運用がなされたと理解しておりますが、依然として自主財源の乏しい中で、当町における経済状況は疲弊し、また地域活性化交付金等の交付金が見込みにくい状況、地方交付税等に依存した財政運営という先行き

不透明な情勢が続く中で、大変厳しい状況に変わりはなく、全ての面において、ますますの勇氣ある改革と見直し、また節減が必要であると感じております。

事業では、管理経費のさらなる節減はもとより、重点分野雇用創出事業を活用した雇用、本町の将来を見据えた本年10月から丹後地域一帯でスタートする上限200円バスの先駆け運行、一般廃棄物の運搬処理業務の民間処理委託、民宿開業支援事業、道路整備、施設整備などの多くの各種事業、福祉施策の拡充や健康診断等の実施、またその他の補助や助成、教育や災害対策に係る対応など、町民の視点に立った事業や地域の課題解決を図る事業などを厳選し、まことに必要な事業に重点的に配分することを基本とし、事業の選択と集中に努めた行政改革に取り組むなど、事業の必要性や効果を十分見きわめた細かい充実が図られ、大変評価すべきであると感じております。

また、平成23年度決算において指摘した一般会計、特別会計を含めた決算書の記載内容等、例規に基づかない事務処理はすべからず改善されておりました。当然、このことについても評価すべきだと感じております。物品管理規則等、今のご時世にそぐわない例規は再検証いただき、現実に沿った形に改正することも今後必要ではないかと考えます。

また、当町における人口減少、高齢化は喫緊の課題となっております。先ほど、大谷議員さんの討論でもありましたように、日本国全体で人口が減少している中で、伊根町の人口だけをふやすということはかなり難しいことであるということは十分理解しております。

結婚・恋愛アプローチ事業では、1年かけて検討され、婚活を開催する前に、事前に男性のアプローチの仕方などの研修等を開催し、婚活に臨むという新たな試みで実施されました。本決算で惜しくも事業は終了とのことでございますが、住民の中には、参加者のプライバシーに配慮いただく形など事業内容は再検討いただくとして、この事業の再開を期する声があるのも事実でございます。婚活事業を含めた若者を徐々にふやす対策については、今後も引き続き十分ご検討いただくことが必要ではないかと考えます。

また、本年度も一部の事業が繰り越され、また事業実施が年度末ぎりぎりの事業や執行まで想定できないような時間を要した事業も見受けられました。予算の進行管理に基づき、予算執行に当たってはスピード感を持って推し進めることが必要だと思います。

希望あふれる伊根町へ、将来を担う若い世代や子供たちに引き継いでいくためにも、今後一層の行革の推進、各種計画に沿った施策の充実、それらに対し、決してとどまらず、着実に、堅実に渾身の努力がなされ、たくましく、優しく、誇りある伊根町となることを大いに期待し、賛成討論とさせていただきます。

○議長（宮下愿吾君） ほかに討論ありませんか。討論なしの声があります。これで討論を終了したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 平成24年度伊根町歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

◎ 日程第4 意見書案第3号

～

◎ 日程第5 意見書案第4号

○議長（宮下愿吾君） 日程第4、意見書案第3号 道州制導入に断固反対する意見書の提出について、日程第5、意見書案第4号 道州制を拙速に導入しないよう求める意見書の提出について、2意見書案を一括議題といたします。

既にお手元に写しは配付しておりますので、意見書案の朗読については省略をいたします。

初めに、意見書案第3号について、提出者の趣旨説明を求めます。10番、奥野良一君。

○10番（奥野良一君） 失礼します。

趣旨説明に入る前に、文言の修正をお願いしたいというふうに思っております。

「道州制導入に断固反対する意見書の提出について」ということではありますが、道州制導入に断

固という「断固」を削除お願いしたいというふうに思っております。

○議長（宮下愿吾君） お諮りをします。ただいま提出者から字句削除の申し出がありました。「断固」を削除することに賛成の方、起立願います。起立多数です。意見書案2カ所の「断固」についての削除することに決定をいたしました。

それでは、趣旨説明を求めたいと思います。10番、奥野良一君。

○10番（奥野良一君） 趣旨説明する前に、今の文言の削除を賛成多数でお世話になり、ありがとうございました。この文言の削除につきましては、「断固」という、固いというようなことがあります。賛成者と相談をさせていただきまして「断固」を削除したわけでございます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

我々町村議会は、これまで住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことを全国町村議会議長会を通じ政府・与党に強力に申し入れてきたところであるが、道州制導入を目指す法案提出の動きが依然として見られることはまことに遺憾である。

これまでの議論は、政府・与党や財界主導、大都市中心により進められてきたものであり、直接の当事者である町村の意見と真剣に向き合っておらず、なぜ今、道州制を導入しなければいけないのか、その根拠は極めて乏しいと言わざるを得ない。

道州制の導入により、従来の市町村の事務に加え、住民に身近な事務は都道府県から基礎自治体へ大幅に継承されることから、事務権限の受け皿という名目のもと、事実上の強制合併を余儀なくされ、行政と住民の距離はさらに遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明白である。

さらに、一方的に中央から押しつけるような道州制は地方自治の精神にも反するものであり、地方分権改革の名をかりた新たな集権体制を生み出すものである。

これまで、我々町村は、国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を生かした地場産業を創出するとともに、個性あるまちづくりを推進してきた。住民自治のない単なる数合わせでは、地方自治は衰退し、国土は荒廃してしまう。国土を守っている我々町村は、最後のとりでである。現に存在する地方自治体の体力を強化し、多様な地方自治体の存在を認め、それぞれの地域の活力を増大させることこそが国力をアップさせる近道であり、今やるべきことである。

以上の理由により、住民自治の推進に逆行し、町村の存在を否定する道州制の導入に反対する意見書を提案するものである。議員各位のご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下愿吾君） 次に、意見書案第4号について提出者の趣旨説明を求めます。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） それでは、道州制を拙速に導入しないよう求める意見書案について説明申し上げます。先ほどの意見書と似通った点はあるかと思いますが、改めて説明させていただきます。

全国町村議会議長会では、本年4月15日に、町村や国民に対し、丁寧な説明や真摯な議論もないまま道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることはまことに遺憾であるという緊急声明を行いました。さらに、7月18日には、道州制は絶対に導入しないこととする要望を決定し、政府・国会に対し要請してきたところでございます。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また野党の一部には、既に道州制への移行のための改革基本法案を国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっております。

これら法案は、国全体の統治機構の具体的な形が示されておらず、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、道州はもとより、再編された基礎自治体は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかでございます。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、地域特性を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきました。効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を考慮せずにつくり上げる大規模な団体は住民を置き去りにするものであります。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては全体としての国力の増強につながるものであると確信しております。

よって、道州制を拙速に導入しないよう意見書の提出を求めます。議員各位の皆様のご可決を賜りますようお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長（宮下愿吾君） これから質疑を行います。質疑がありましたら、最初に、例えば第3号に対する質疑、第4号に対する質疑という格好で、冒頭に第何号かをお示しをいただきたいと思います。質疑ありませんか。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 両方のことについてでございますが、意見書についてですが、よろしいですか。

○議長（宮下愿吾君） 第何号の。

○7番（三野三千彦君） 何号ではなしに、意見書についてでございます。

本日、朝早くから委員会等を開いておるようでしたが、なぜこうして同じような意見書が出るのか、なぜ話がまとまらなかったのか、その辺をちょっとご説明願いたいというふうに思います。

○議長（宮下愿吾君） 休憩します。

休憩 11時49分

再開 11時50分

○議長（宮下愿吾君） 再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑ありませんか。質疑がないようではありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） それでは、私は3号議案 道州制導入に反対する意見書に賛成の立場で討論に参加をいたします。

住民の暮らしの困難、地方の疲弊が切実な中、今ほど住民の身近にある地方自治体が、住民の思いに寄り添い、暮らしや経済、福祉や教育の充実にその本来の役割を発揮することが求められているときはありません。

ところが、京都府をはじめ府県をなくし、町村をさらに合併に推し進める道州制を実現しようという動きが進んでおります。

道州制とは、現在の都道府県と市町村を再編し、全国を10程度の道、州とするとともに、今、約1,700ある市町村を将来的には300程度の基礎自治体にしようとする構想であります。

道州制は、私たちの京都をばらばらに壊すとともに、本来、住民の暮らしを守り、住民自治の組織である地方自治体を住民から遠ざけ、地方自治の制度を根本から覆し、府民の暮らしと市町村を切り捨てるものです。

では、道州制で私たちの暮らし、地域社会はどうなるのでしょうか。

全国知事会がまとめた道州制に関する基本的な考え方では、まず現在、国が担っている事務については、外交、防衛、地方など国が果たすべき役割に重点化をし、内政に関する事務は基本的に地方が担うこととすべきとしています。これでは、憲法が義務づけている基本的人権の保障や社会保障、教育、国民生活向上などの国の役割と責任を投げ捨てることになります。

あわせて、基地問題など防衛問題は国の専権事項となり、地方自治の大事な柱である団体自治は否定をされます。例えば、沖縄の米軍基地問題でも、新たに浮上している京丹後市の米軍レーダー基地問題でも、国の専属事項として自治体や住民の同意は不必要とされます。

福井原発の再稼働問題でも、関西広域連合が容認態度をとり、再稼働の流れをつくったことは道州制の先取りと言えるものではないでしょうか。

そして、道州は、産業基盤整備や大型プロジェクト、大型開発事業中心で、財政もそこにシフトさせることが狙いです。全国知事会の基本的な考え方に沿えば、広域的事務や高度な技術、専門性が必要な事務などを担うことになり、都道府県が行ってきた福祉や教育、子育て支援、住民生活向上のための施策から都道府県は手を引いていくことになります。例えば、京都府独自に市町村に補助している子供の医療費、住宅耐震改修、中小企業への設備投資やリース代などの助成、また小学

校の35人学級への予算措置や市町村の小・中学校職員への人件費などが廃止されることとなります。

伊根町独自の施策も同じであります。道州制基礎自治体のもとでは、財源調整の役割を果たしていた地方交付税は廃止をされ、基礎自治体は地域完結性を有する主体として位置づけられます。したがって、基礎自治体は財源の基盤が弱く、この間の押しつけ市町村合併の強行が示したように、道州制の強行は、住民の身近にあって住民の暮らしを守る組織である自治体の役割を切り縮め、周辺地域の衰退を一層進めることになることは明らかです。

京都では、平成の大合併で住民の暮らしを支える役場、職員がいなくなり、それまであった施策や予算も削られ、寂れた地域が数多く生まれているように感じます。幸い伊根町は、これをはね返し、40億の予算を自由に使えることができ、市町村合併しなくてよかったなどということが多くの皆さんの思いだと思います。

既に全国町村会が繰り返し道州制反対を明確に決議しているのも、この間の市町村合併の強行により自治体と住民に何がもたらされたのか、そういう痛切な体験があるからです。

町村会の決議では、国民的な議論がない中に、あたかも今日の経済社会の閉塞感を打破し得るような変革の期待感だけ先行させ、主権者たる国民の感覚からは遊離したものと断じ、道州制は地方分権の名をかりた新たな集権体制を生み出すものであり、税源が豊かで社会基盤が整っている大都市圏へのさらなる集中を招き、地域間格差は一層拡大する、道州における中心部と周辺部の格差も広がり、道州と住民の距離が遠くなって住民自治が埋没すると、道州制の本質をついた厳しい批判を行っています。

広域的な仕事は、道州制や市町村合併でなく、自治体間の連携と広域行政組織、都道府県のイニシアチブで幾らでも実現、解決できることです。

例えば、関西州では、京都府も府議会もなくなり、京都府の機構は解体、職員は大幅削減の上、関西州に整理統合されることとなります。大阪を州都とし、京都府内にはせいぜい5ないし6つ程度の自治体に再編されると言われています。それは、住民の暮らしを守る組織、住民自治の組織としての京都府の解体であり、住民の身近な存在である市町村を住民から一層遠ざけることとなります。京都は、大阪を中心とする関西州の周辺地域となり、京都府民が誇りにし、営々として築いてきた京都のよさや京都ブランド、食住接近のまちづくりとものづくりの力、自治体の存在感と住民自治の力を大きく喪失させることになるのではないのでしょうか。

さらに、市町村大合併、人口30万人を基本とするなら、京都市以外の25市町村は4から5の基礎自治体にされることとなります。

門川京都市長が打ち出している特別自治市構想も、この間の議論を通じて、道州制が大前提であることが明確になっています。関西州のもとで、人口30万程度の基礎自治体を配置、それとは独立して特別自治市京都をつくり、道州と同格の特別自治市がその地域の地方税を一元的に賦課徴収するという構想です。これでは、道州制に輪をかけて京都府の一体性を破壊することとなります。

道州制論や京都・滋賀合併論などの最大の致命的欠陥は、専ら大競争、グローバル時代に勝ち抜く経済戦略とそのための組織をどうつくるかという、住民不在の、上からの大阪市長橋下さん流の統治機構論にあります。地方自治の革新である住民自治をどう進めるか、また地方自治の役割である住民の暮らしと地域社会をどう高めるかという発想が欠落をしています。

今、大事なことは、住民自治、住民こそ主人公の自治体を目指し、地方循環型経済で地域再生を図ることにあります。平成の大合併をはね返し、40億の予算を自分たちで使うことができる自立を選んだ伊根町にとって、小さいからこそ輝く自治体を目指して地域づくりの実践をしている伊根町にとって、道州制の名のもとに強制合併される道州制の導入は容認することができないという意見を述べて、私の本意見書の賛成討論とさせていただきます。

○議長（宮下愿吾君） ほかに討論ありませんか。討論がないようではありますが、これにて討論を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

初めに、意見書案第4号 道州制を拙速に導入しないよう求める意見書の提出についてを採決い

たします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立少数です。したがって、本案は否決されました。

次に、意見書案第3号 道州制導入——断固が削除されています——道州制導入に反対する意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

本町議会の名において、衆参議長ほか関係大臣宛てに本意見書を提出いたします。

◎ 日程第6 議員派遣

○議長（宮下愿吾君） 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第118条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については記載のとおり派遣することに決定をいたしました。

◎ 日程第7 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（宮下愿吾君） 日程第7、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りをします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定をいたしました。

◎ 閉 会

○議長（宮下愿吾君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第3回伊根町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会も、皆様のご協力を得まして予定どおりの閉会の運びとなりました。ありがとうございました。

また、主議案でありました平成24年度決算も、慎重審議の上、認定をいただきました。当町の財政状況も、以前と比べましたら余裕のある決算となっておりますが、国の抱えている債務の状況を考えますと、いつ交付税が減額というようなことが出てくるかもわかりません。理事者、幹部職員におかれましては、予算の使い方等にも十分ご検討いただき、しかし将来のまちづくりに必要な、まためり張りのきいた予算の執行をお願いいたしまして閉会の挨拶といたします。

ご苦労さんでした。

閉会 12時05分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員